

御嶽山火山防災避難計画修正 新旧対照表 (変更箇所抜粋)

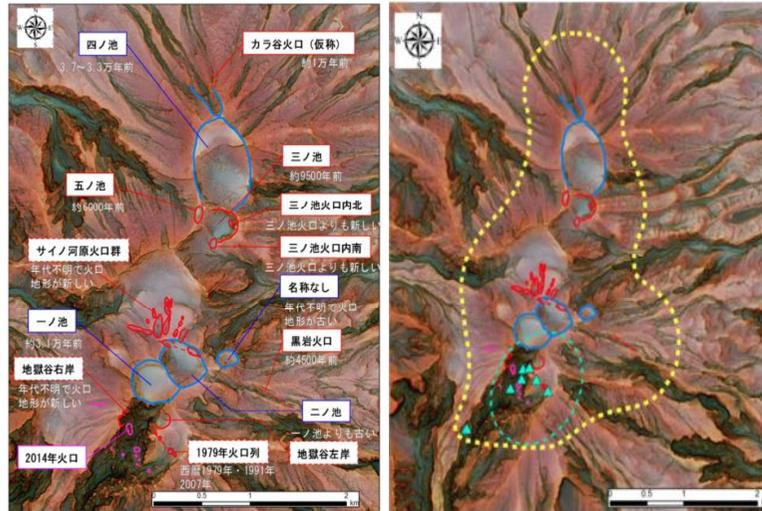
資料6-5

<本編>

頁	改正案 (新)	頁	現行 (旧)	改正理由
1	<p>1. 策定までの経緯</p> <p>(1)御嶽山火山防災協議会 (計画策定組織)</p> <p>御嶽山の火山防災対策については、長野県側において平成3年5月7日に「御嶽山火山対策会議」を、岐阜県側において平成19年1月31日に「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」をそれぞれ設置し、噴火時の防災対策等を検討してきた。平成23年12月27日の中央防災会議において、「防災基本計画」(火山災害対策編)が改定され、平常時からの火山防災対策として、都道府県、市町村、国の機関、火山専門家等が連携し、火山防災体制の構築に向けた共同検討を行う「火山防災協議会」の位置付けが明確に示されたことを受け、長野・岐阜両県による協議会一本化に向けての検討を進め、平成26年12月24日に、関係機関の合意のもと両県合同の「御嶽山火山防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立した。平成27年12月10日には、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」(以下「改正活火山法」という。)が施行され、火山防災協議会が法定化されるとともに、その役割が明確化されることとなった。</p> <p>(削除)</p>	1	<p>1. 策定までの経緯</p> <p>(1)御嶽山火山防災協議会 (計画策定組織)</p> <p>御嶽山の火山防災対策については、長野県側において平成3年5月7日に「御嶽山火山対策会議」を、岐阜県側において平成19年1月31日に「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」をそれぞれ設置し、噴火時の防災対策等を検討してきた。平成23年12月27日の中央防災会議において、「防災基本計画」(火山災害対策編)が改定され、平常時からの火山防災対策として、都道府県、市町村、国の機関、火山専門家等が連携し、火山防災体制の構築に向けた共同検討を行う「火山防災協議会」の位置付けが明確に示されたことを受け、長野・岐阜両県による協議会一本化に向けての検討を進め、平成26年12月24日に、関係機関の合意のもと両県合同の「御嶽山火山防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立した。平成27年12月10日には、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」(以下「改正活火山法」という。)が施行され、火山防災協議会が法定化されるとともに、その役割が明確化されることとなった。</p> <p><b>【活動経過】</b></p> <p><u>平成26年12月 御嶽山火山防災協議会設立総会 (規約・役員の決定、スキー場の安全確保対策報告等)</u></p> <p><u>平成27年3月 第2回御嶽山火山防災協議会 (27年度事業計画の決定、規制緩和時の防災対応報告等)</u></p> <p><u>平成27年8月 第3回御嶽山火山防災協議会 (噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成等)</u></p>	<p>(1)の趣旨と外れていること、毎年都度修正が発生するため削除 資料編等での記載を今後検討する</p>
3	<p>①想定噴火場所</p> <p>過去の噴火実績によると、特定箇所から噴火しているのではなく、その都度火口位置が移動している。約1万年前の火口分布を用いて、約4万年前以降の火口分布を考慮したカーネル密度分布(※有限の標本点から、全体の分布を推定する手法)により火口位置から推定した現在の噴火活動等を考慮し、下記【図1】のとおり火口領域を想定した。</p>	3	<p>①想定噴火場所</p> <p>過去の噴火実績によると、特定箇所から噴火しているのではなく、その都度火口位置が移動している。約4万年前以降の火口分布を用いたカーネル密度分布(※有限の標本点から、全体の分布を推定する手法)により火口位置から推定した現在の噴火活動等を考慮し、下記【図1】のとおり火口領域を想定した。</p>	<p>「火山防災対策を検討するための御嶽山の噴火シナリオ」に合わせて修正</p>

3 【図1】過去の火口図 (左) 及び想定火口領域図 (右)

(差替)



4 【表1】噴火様式による噴火に伴う現象と警戒が必要な範囲

(表題追加)

噴火様式	噴火に伴う現象 (※1)	警戒が必要な範囲	
水蒸気噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、降雨による降灰後の土石流・泥流	大きな噴石	想定火口域から2 km以内(※2)
		火砕流	想定火口域から3 km以内(※3)
マグマ噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流 (積雪期)、降雨による降灰後の土石流・泥流	大きな噴石	想定火口域から4 km以内(※4)
		火砕流 (火砕サージ)	想定火口域から最大8 km以内の谷筋(※5)
		融雪型火山泥流	想定火口域から最大21 km以内の谷筋(※6)

- ※1 降雨による降灰後の土石流・泥流のように、噴火終了後に二次的に発生する現象も含む。
- ※2 2014(平成26)年9月の噴火で直径20~30cmの大きさの噴石が約1.3kmまで飛散したことを参考に設定している。
- ※3 2014(平成26)年9月の噴火で火砕流は南西方向に約2.5km流下したことを参考に設定している。
- ※4 過去のマグマ噴火に伴う噴石の飛散距離は不明なため、他の火山の例を参考に設定している。

3 【図1】過去の火口図 (左) 及び想定火口領域図 (右)



3 【表1】

噴火様式	噴火に伴う現象	警戒が必要な範囲	
水蒸気噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、降雨後の土石流	大きな噴石	想定火口域から概ね2 km以内(※1)
マグマ噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流 (積雪期)、降雨後の土石流	大きな噴石	想定火口域から概ね4 km以内(※2)
		火砕流 (火砕サージ)	想定火口域から最大8 km以内の谷筋(※3)
		融雪型火山泥流	想定火口域から最大21 km以内の谷筋(※4)

(追加)

- ※1 2014(平成26)年9月の噴火で直径20~30cmの大きさの噴石が約1.3kmまで飛散したことを参考に設定している。

(追加)

- ※2 過去のマグマ噴火に伴う噴石の飛散距離は不明のため、他の火山の例を参考に設定している。

令和2年2月改訂  
「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の図を使用

「火山防災対策を検討するための御嶽山の噴火シナリオ」に合わせて修正

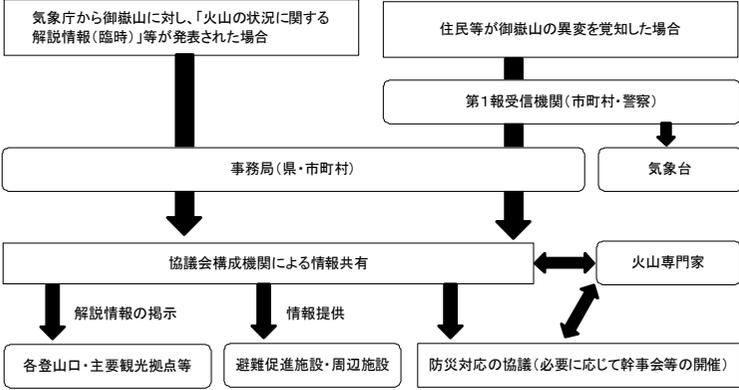




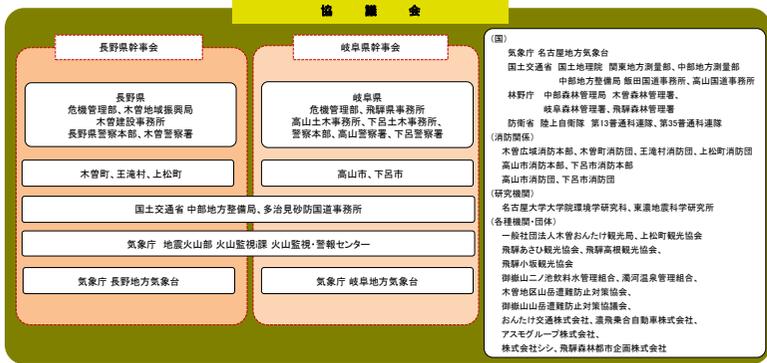
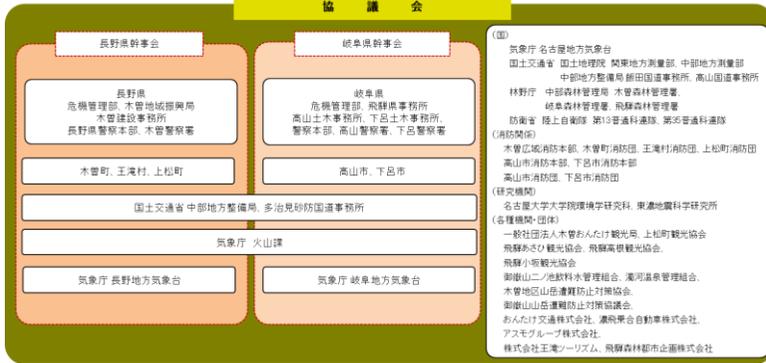
頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
7～9	<p>4. 異常現象発生時及び噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <p>(3)に記載</p> <p>【表5】削除</p> <p>【表6】削除</p> <p>(1) 異常現象発生時の対応</p> <p>① 住民等から異変に関する通報があった場合          &lt;異常現象を発見した者&gt;          災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）          &lt;第一報受信機関（市町村・警察）&gt;          住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、発見者通報ナビダイヤル（0570-015-024）により気象庁本庁又は岐阜・長野地方気象台に通報する。通報を受けた気象庁（岐阜・長野地方気象台）は事実確認等を行い、必要に応じて噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。</p> <p>【異常現象の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発</li> <li>御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化</li> <li>御嶽山で噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・温度等の異常な変化</li> <li>御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・色・濁度・温度等の異常な変化</li> <li>御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化</li> </ul>	7～9	<p>4. 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応</p> <p>噴火警戒レベル1～5の各段階における防災対応（初動対応）について、火山活動の状況が変化した際に、迅速な対応ができるよう、予め【表5】のとおり整理する。レベル2以降においては、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火②継子岳からの噴火③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の3つのケースを想定し、対応を整理する。</p> <p>なお、【表5】の各ケースにおける防災対応は、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合は「79-7火口」を、継子岳から噴火した場合は「継子岳山頂」を中心として噴火した場合を基に設定しているため、時間の経過とともに、より詳細な火口の位置が特定された場合には、実際の警戒範囲に合わせた防災対応を決定し、対応にあたるものとする。</p> <p>また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも、上記3ケースを参考に、実際の警戒範囲に沿った防災対応をその都度決定し、対応にあたるものとする。</p> <p>火山性地震による落石、積雪等を考慮するなど、状況に応じてこの範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。</p> <p>【表5】防災対応パターン（表省略）</p> <p>(1)噴火警戒レベル1の場合の防災対応 【表6】（表省略）</p> <p>○異常現象発生時の対応</p> <p>噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の段階においても、群発地震の発生等御嶽山に何らかの異常現象が発生している場合或いは住民等から御嶽山の異変に関する通報があった場合には、速やかに当該情報を関係機関で共有するとともに、必要な防災対応について協議するものとする。</p> <p>① 協議会構成機関での情報共有</p> <p>(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合</p> <p><b>地方気象台</b></p> <p>気象庁から異常現象に関する連絡を受けた場合は、両県本庁防災担当課及び協議会事務局構成機関（県・市町村）に対し、電話により情報伝達を行う。また、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合、または噴火警戒レベルの引上げに関する連絡を受けた場合は、速やかに両県本庁防災担当課及び協議会事務局構成機関（県・市町村）に伝達する。</p> <p><b>両県</b></p> <p>気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち国・県の機関に対し、電話により情報伝達を行う。また、それぞれの市町村の対応状況についても随時情報収集を図りながら、両県事務局内における情報の共有を図る。</p>	<p>内容整理</p> <p>(1) 異常現象発生時の対応</p> <p>(2) 噴火直後の初動対応</p> <p>(3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応の順に記載</p> <p>記載内容を整理し、事象ごと、対応ごとに記載</p>

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
7～9	<p>・ 御嶽山周辺での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木の立ち枯れ等</p> <p>・ 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭い・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上</p> <p>② 気象庁から火山活動に関する連絡等があった場合 気象庁から火山活動に関する連絡、火山の状況に関する解説情報（臨時）等の発表に関する連絡があった場合には噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。 また、事務局（県・市町村）は住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して当該現象の解説や、今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。</p> <p>③ 必要な防災対応の協議 (a) 臨時協議会・地元説明会等の開催 事務局（県・市町村）は、異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときには、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。 これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。</p> <p>(b) 警戒区域設定の検討 警戒区域の設定は、「9. 災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。 事務局（県・市町村）は、異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする）を開催する。 緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は必要に応じ警戒区域の設定を助言する。 協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は市町村長に対して直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。 各幹事長から警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。 避難促進施設への情報提供について、必要な場合は事務局（県・市町村）に対し、協力を要請する。</p> <p>④ 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達 市町村は、必要に応じ避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動状況の伝達を行う。</p>	7～9	<p><b>市町村</b> 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち観光協会等の地元団体に対し、電話により情報伝達を行う。また、市町村の関係機関に対しても情報提供を行う。</p> <p>(b) 住民等から異変に関する通報があった場合 <b>異常現象を発見した者</b> 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条） <b>第一報受信機関（市町村・警察）</b> 住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、「(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合」に準じて、必要な機関へ連絡する。</p> <p><b>【異変の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発</li> <li>・ 御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化</li> <li>・ 御嶽山の噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・湿度・温度等の異常な変化</li> <li>・ 御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化</li> <li>・ 御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化</li> <li>・ 御嶽山山頂での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立ち枯れ等</li> <li>・ 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭い・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上</li> </ul> <p>② 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達 市町村は、必要に応じ、避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。</p>	

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由															
	<table border="1" data-bbox="129 245 896 534"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 245 448 284">観測事項</th> <th data-bbox="448 245 896 284">広報文例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 284 448 368">火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測</td> <td data-bbox="448 284 896 368">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 368 448 453">火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性地震の増加を観測</td> <td data-bbox="448 368 896 453">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 453 448 534">火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動を観測</td> <td data-bbox="448 453 896 534">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。</td> </tr> </tbody> </table>	観測事項	広報文例	火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性地震の増加を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。	<table border="1" data-bbox="972 245 1738 534"> <thead> <tr> <th data-bbox="972 245 1290 284">観測事項</th> <th data-bbox="1290 245 1738 284">広報文例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="972 284 1290 368">火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測</td> <td data-bbox="1290 284 1738 368">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 368 1290 453">火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測</td> <td data-bbox="1290 368 1738 453">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 453 1290 534">火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測</td> <td data-bbox="1290 453 1738 534">本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="972 580 1339 608">③ 観測情報の継続的な収集・提供</p> <p data-bbox="1014 608 1133 632"><b>地方気象台</b></p> <p data-bbox="1014 632 1709 711">気象庁、火山専門家から観測情報について定期的に情報収集を行い、自県の協議会事務局構成機関（県・市町村）に対して情報提供を行う。</p> <p data-bbox="1014 711 1366 735"><b>事務局（県・市町村）、関係機関</b></p> <p data-bbox="1014 735 1731 871">気象庁から発表された情報を受けたときは、事務局は協議会構成機関及び支所等に対し、情報提供を行う。住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して、当該現象の解説や今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。</p> <p data-bbox="972 895 1249 919">④ 必要な防災対応の協議</p> <p data-bbox="1014 919 1406 943">(a) 臨時協議会・地元説明会等の開催</p> <p data-bbox="1014 943 1238 967"><b>事務局（県・市町村）</b></p> <p data-bbox="1014 967 1731 1078">異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときは、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。 これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。</p> <p data-bbox="1014 1102 1272 1126">(b) 警戒区域設定の検討</p> <p data-bbox="1014 1126 1709 1182">警戒区域の設定は「9. 災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。</p> <p data-bbox="1014 1182 1238 1206"><b>事務局（県・市町村）</b></p> <p data-bbox="1014 1206 1731 1286">異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする。）を開催する。</p> <p data-bbox="1014 1286 1731 1366">緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は、必要に応じ、警戒区域の設定を助言する。</p>	観測事項	広報文例	火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。	
観測事項	広報文例																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性地震の増加を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。																		
観測事項	広報文例																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。																		
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。																		

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由								
	<p>(削除)</p> <p>(2) 噴火直後の初動対応 噴火直後の共通した対応として以下の初動対応を行い、その対応が完了した後に噴火警戒レベルに応じた対応をおこなう。</p> <table border="1" data-bbox="129 1094 891 1254"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>初動対応</th> <th>相当する防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない）</td> <td>全ての登山口で立入規制</td> <td rowspan="2">噴火警戒レベル3 (概ね4km)</td> </tr> <tr> <td>噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合</td> <td>登山者を速やかに下山させる</td> </tr> </tbody> </table>	事象	初動対応	相当する防災対応	噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない）	全ての登山口で立入規制	噴火警戒レベル3 (概ね4km)	噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合	登山者を速やかに下山させる		<p><b>幹事会構成機関、関係機関</b> 協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は、市町村長に対して、直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。</p> <p><b>市町村</b> 各県幹事長から、警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。 避難促進施設への情報提供について、必要な場合は、事務局（県・隣接市町村）に対し、協力を要請する。</p> <p>＜噴火警戒レベル1の段階における異常現象発生時の防災対応フロー図＞ 【図4】</p>  <p>(追加)</p>	<p>7. 情報連絡体制の体制図で確認できるため削除</p> <p>噴火直後の対応を記載</p>
事象	初動対応	相当する防災対応										
噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない）	全ての登山口で立入規制	噴火警戒レベル3 (概ね4km)										
噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合	登山者を速やかに下山させる											

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
	<p>(3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <p>噴火発生時の初動対応及び噴火警戒レベル1～5の各段階における防災対応について、火山活動の状況に応じて迅速な対応ができるように、あらかじめ以下のとおり整理する。噴火警戒レベルに応じた対応については、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火、②継子岳からの噴火、③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の3つのケースを想定し対応を整理する。</p> <p>ケース①は、1979年噴火及び2014年噴火でできた火口列を勘案して検討した想定火口域を、ケース②は継子岳山頂を中心として噴火した場合を基に設定している。</p> <p>また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも3つのケースを参考に、実際の警戒範囲に沿った防災対応を決定し対応にあたる。防災対策の実施状況、火山性地震による落石、積雪等を考慮し警戒範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。</p> <p>ケース①については、剣ヶ峰南西斜面の想定火口域変更に伴う該当箇所の修正に合わせ、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合について、2014年噴火の知見を踏まえたより具体的な防災対応を検討し見直しを行った。さらに、ケース①の「剣ヶ峰南西斜面の想定火口域」については、気象庁が発表する火山防災情報、防災対応等においては「地獄谷火口」の名称を使うこととする。</p>			現行7ページ 冒頭部分を一部修正
10～ 34	○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合 火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル1から3） （別添修正案）	10～ 13	(2)噴火警戒レベル2・3の場合の防災対応  (対応表、対応図省略)	想定火口域変更に伴う修正
35～ 63	○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合 火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル4から5） （別添修正案）	22～ 30	(2)噴火警戒レベル4・5の場合の防災対応  (対応表、対応図省略)	居住地域ごとに分割、予想される火山現象により対応を分けて記載 ※防災対応に変更なし

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
81	<p>(1)御嶽山火山防災協議会の役割 【図12】</p> <p>気象庁 地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター 株式会社シン</p> 	<p>31 (1)御嶽山火山防災協議会の役割 【図12】</p> <p>気象庁 火山課 株式会社王滝ツーリズム</p> 	組織名称修正	
87～ 88	<p>(1)噴火警報・予報等の火山情報の伝達</p> <p>①情報連絡の体制 【図13】 【図14】</p> <p>(別紙1)</p>	<p>37～ 38 (1)噴火警報・予報等の火山情報の伝達</p> <p>①情報連絡の体制 【図13】 【図14】</p> <p>(別紙1)</p>	連絡系統の見直し 名称変更 支所等の追加 組織追加（規約改正後）	
108	<p>(2)登山者への対応</p> <p>① 登山者避難の考え方</p> <p>ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル3以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。</p> <p>避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所（避難促進施設）へ避難する。</p> <p>なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面の火口域及び北側に位置する継子岳を噴火口と想定して避難ルート（【図22】～【図24】）を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。</p>	<p>58 (2) 登山者への対応</p> <p>① 登山者避難の考え方</p> <p>ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル3以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。</p> <p>避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所（避難促進施設）へ避難する。</p> <p>なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面（同心円の中心は79-7火口）及び北側に位置する継子岳（同心円の中心は継子岳山頂）を噴火口と想定して避難ルート（【図22】～【図24】）を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。</p>	文言修正	

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
110	<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】> 【図22】（図省略）	60	<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】> 【図22】（図省略）	規制円変更
111	<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（火口付近拡大図）】> 【図23】（図省略）	61	<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（火口付近拡大図）】> 【図23】（図省略）	規制円変更
該当箇所	噴火警戒レベル4のキーワード変更 「高齢者等避難」	該当箇所	噴火警戒レベル4のキーワード変更 「避難準備」	令和3年5月改正 災害対策基本法による
該当箇所	王滝頂上避難施設 おんたけスキー場 チャオ御岳マウントリゾート チャオ御岳口 チャオ御岳口登山道	該当箇所	王滝頂上山荘 ontake2240スキー場 チャオ御岳スノーリゾート チャオ御岳スキー場口 チャオ御岳スキー場口登山道	名称変更
該当箇所	地獄谷火口	該当箇所	79-7火口	火口名称変更

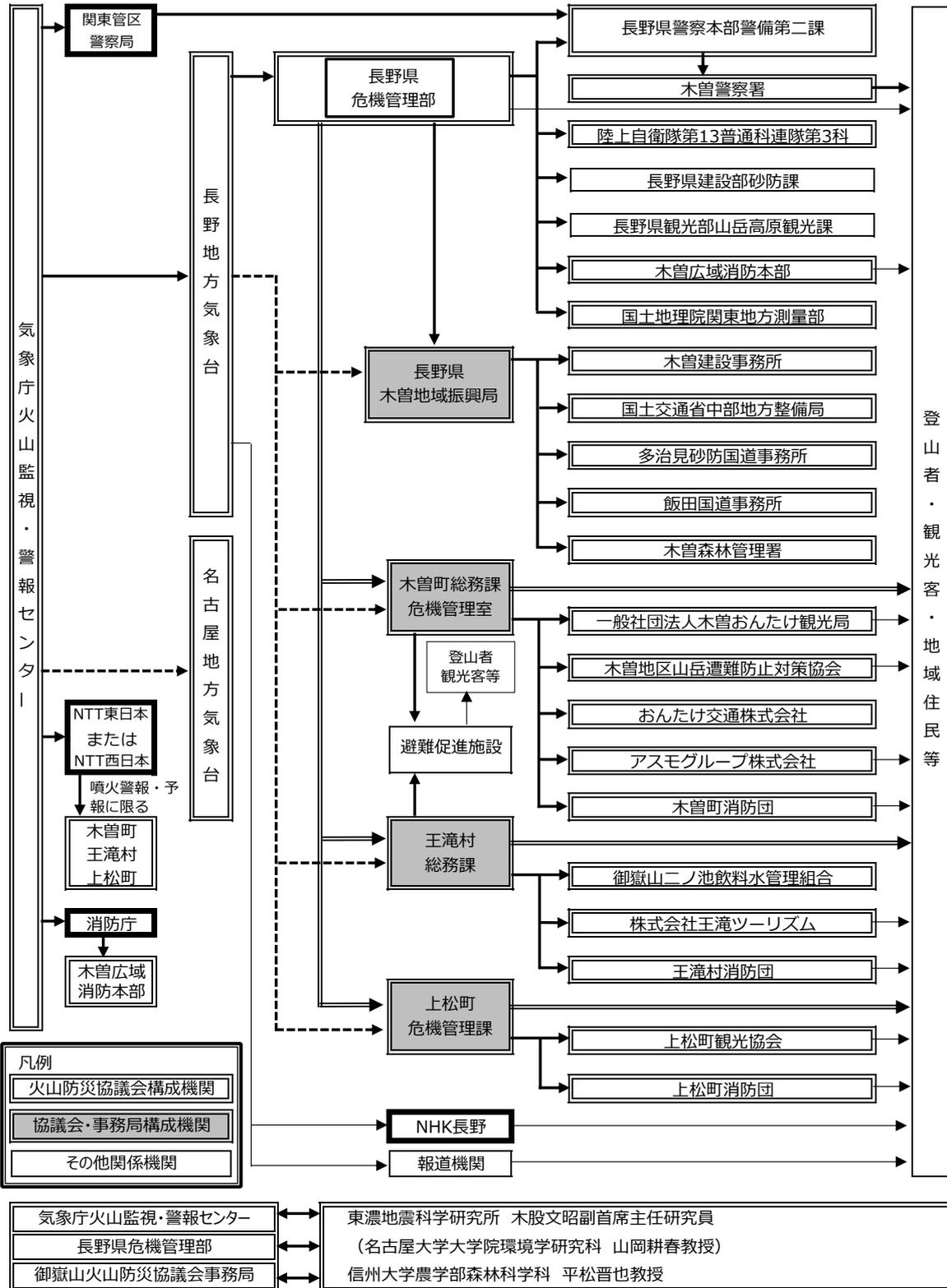
<資料編>

頁	改正案（新）	頁	現行（旧）	改正理由
1～32		71～102		避難計画本編とは別にページ番号付与
9	御嶽山の噴火警戒レベル （別紙2）	79	御嶽山の噴火警戒レベル （別紙2）	想定火口域変更による 規制円変更
10	御嶽山の噴火警戒レベル 「高齢者等避難」（別紙2）	80	御嶽山の噴火警戒レベル 「避難準備」（別紙2）	噴火警戒レベル4のキーワード変更
11～15	女人堂・行場山荘・石室山荘・二ノ池山荘・御嶽神社剣ヶ峰祈禱所 【情報伝達図】 【平時の防災対応】	81～85	女人堂・行場山荘・石室山荘・二ノ池山荘・黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所 【情報伝達図】 【平時の防災対応】	防災行政無線（同報系）の追加 登山安全指導所としての活動追加 等
23～24	おんたけスキー場 （緊急避難場所・火山災害時緊急避難連絡対応図 省略）	93～94	ontake2240スキー場 （緊急避難場所・火山災害時緊急避難連絡対応図 省略）	名称変更
27	御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移 （別紙3）	97	御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移 （別紙3）	内容整理 30.9.26以降の対応追加



御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図(長野県側)

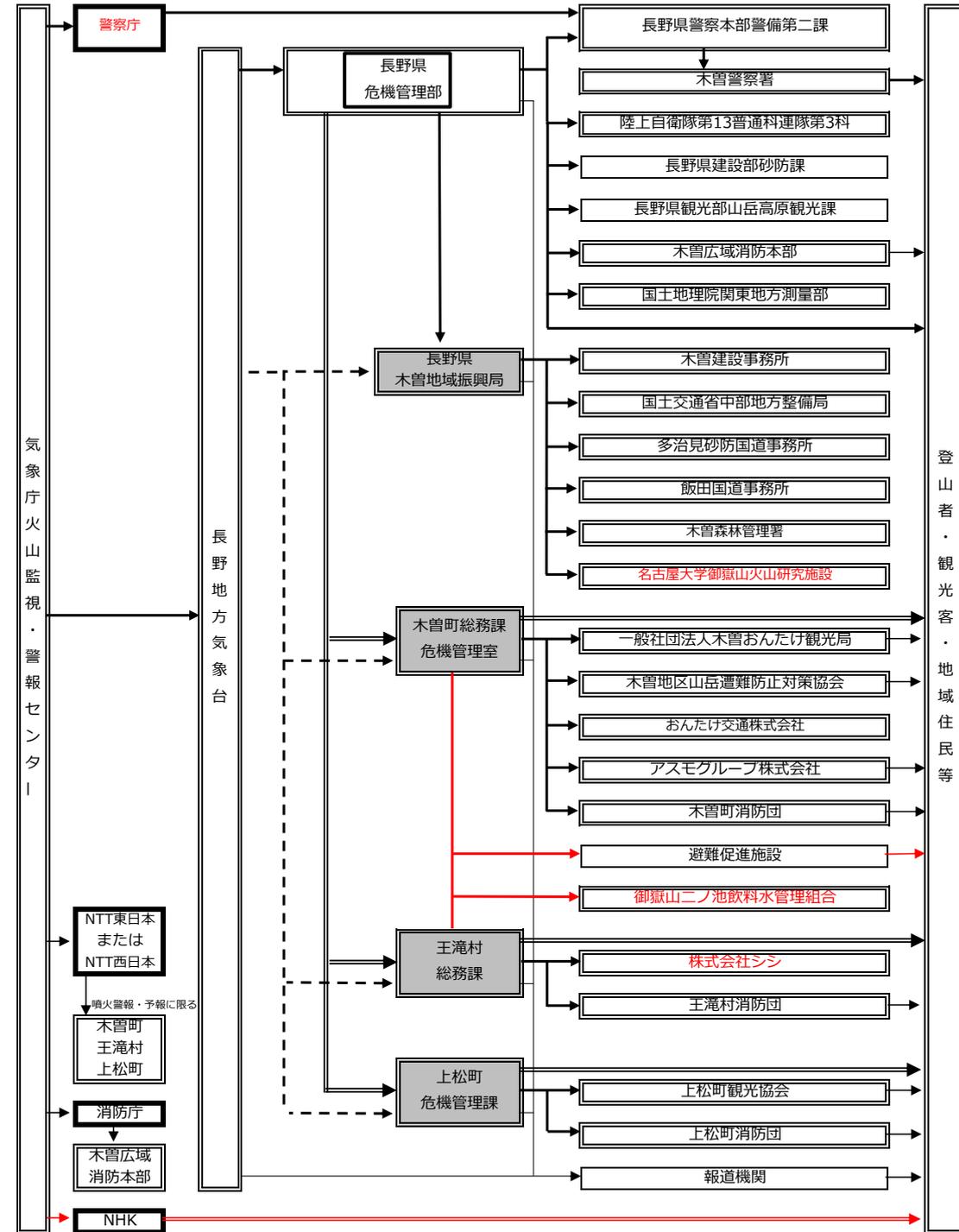
【図13】



・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報(噴火警報(居住地域)が位置づけられている)の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。  
 ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。  
 ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。  
 また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図 (長野県側)

【図13】



気象庁火山監視・警報センター  
長野県危機管理部  
御嶽山火山防災協議会事務局

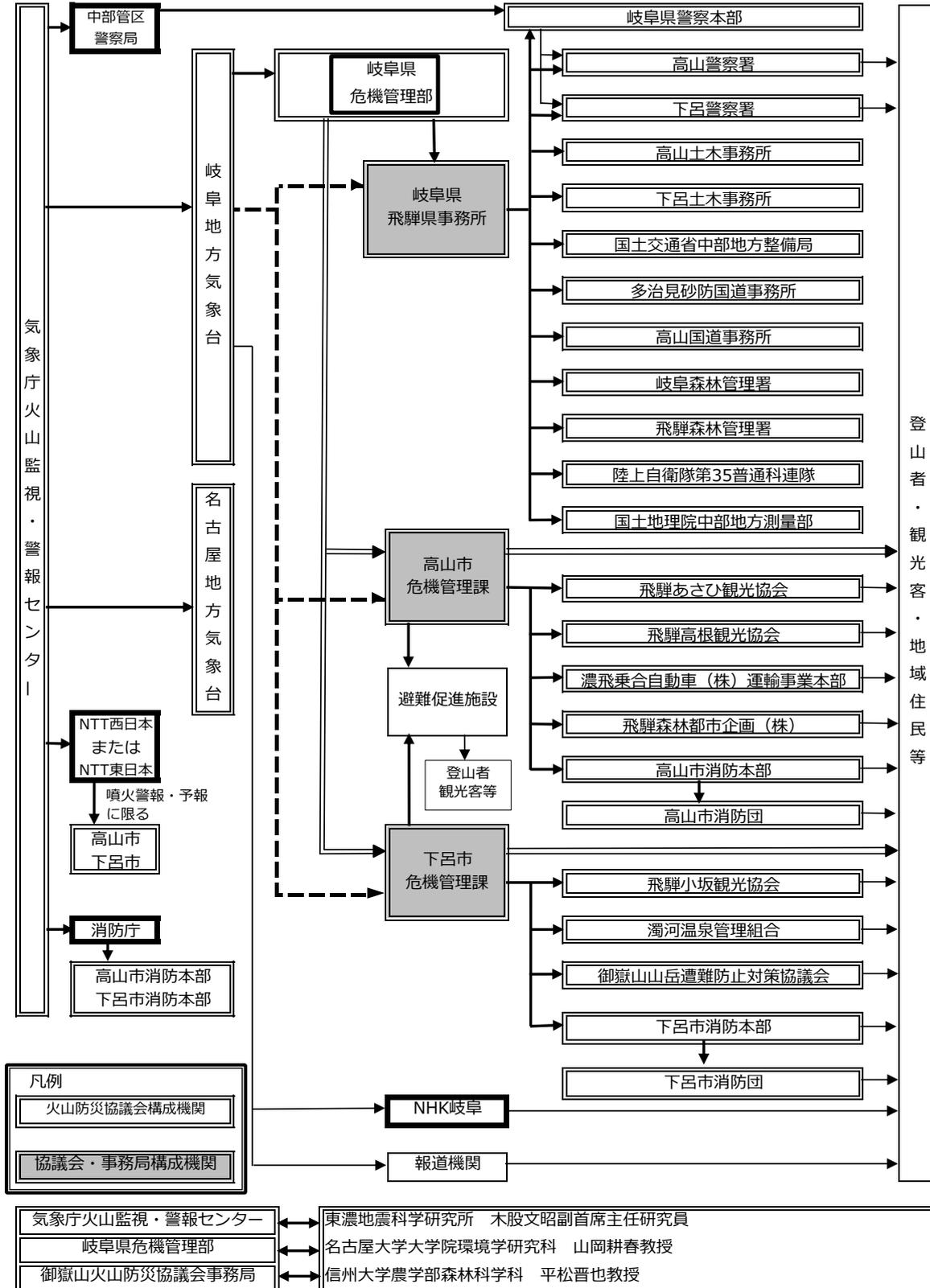
東濃地震科学研究所 木股文昭副首席主任研究員  
名古屋大学大学院環境学研究所 山岡耕春教授  
信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授

凡例  
 火山防災協議会構成機関  
 協議会・事務局構成機関

- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置 法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図(岐阜県側)

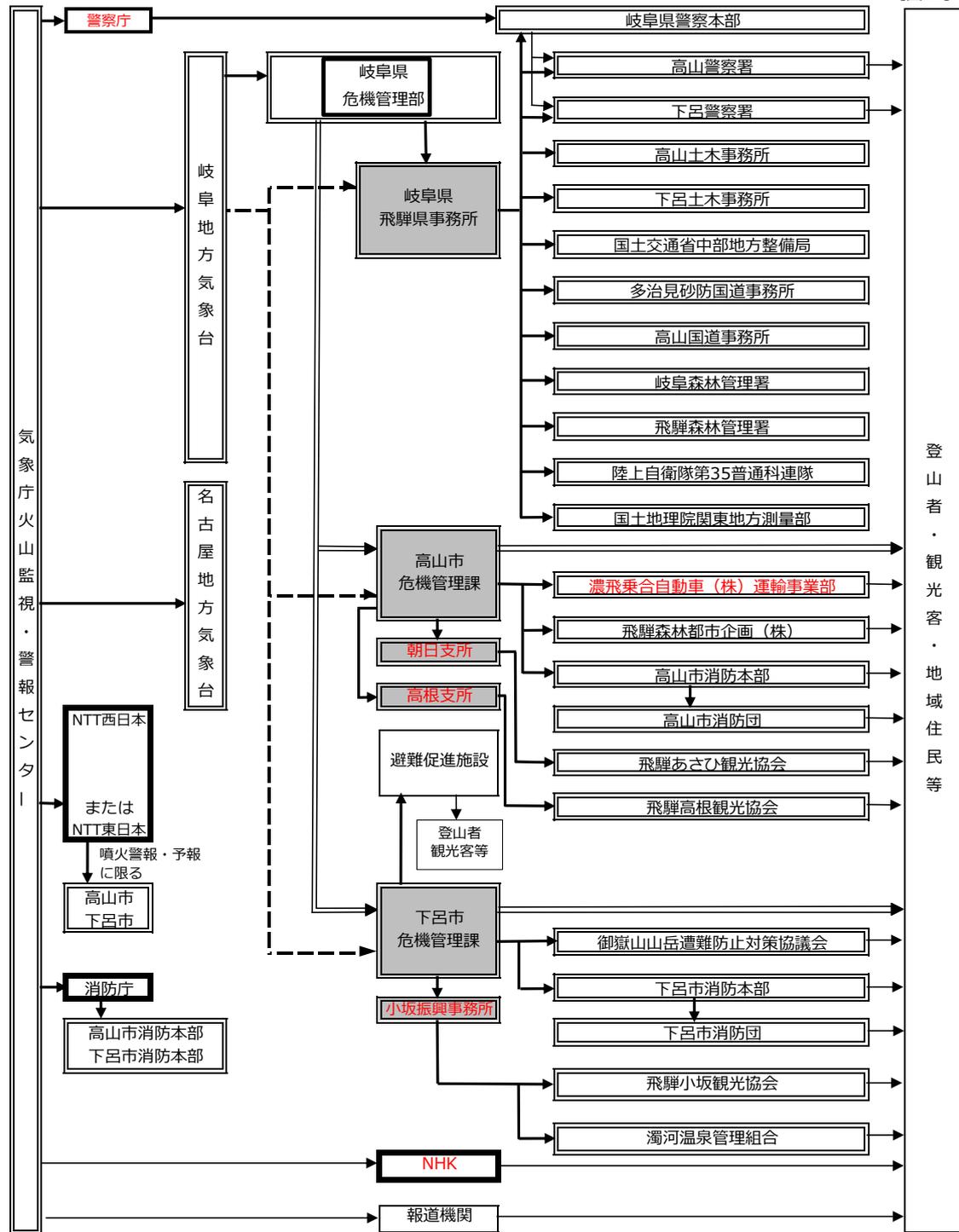
【図14】



- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図 (岐阜県側)

【図14】



気象庁火山監視・警報センター	東濃地震科学研究所 木股文昭副首席主任研究員
岐阜県危機管理部	名古屋大学大学院環境学研究所 山岡耕春教授
御嶽山火山防災協議会事務局	信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授

凡例
火山防災協議会構成機関
協議会・事務局構成機関

- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
  - ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
  - ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
  - ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。
- また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

# 御嶽山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 平成30年9月現在、地元自治体が、一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制しています。最新の規制状況の詳細については、地元自治体（木曾町、王滝村、下呂市）に確認して下さい。
- この図は79-7火口\*で噴火した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。
- レベル3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル4（避難準備）及び5（避難）となります。  
※1979年の噴火で発生した火口のうち、現在も噴気活動が継続している火口です。

## 噴火警戒等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警戒等でお伝えします。

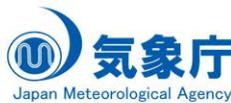


山頂付近に地元自治体による立入規制がありますので、最新情報をご確認ください。

御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター  
 TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <https://www.jma.go.jp/>  
 ■長野地方気象台  
 TEL: 026-232-3773 <https://www.jma-net.go.jp/nagano/>  
 ■岐阜地方気象台  
 TEL: 058-271-4108 <https://www.jma-net.go.jp/gifu/>



平成20年3月31日運用開始

## 御嶽山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 <b>過去事例</b> 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとする。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2007年3月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月：山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 （現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中）	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

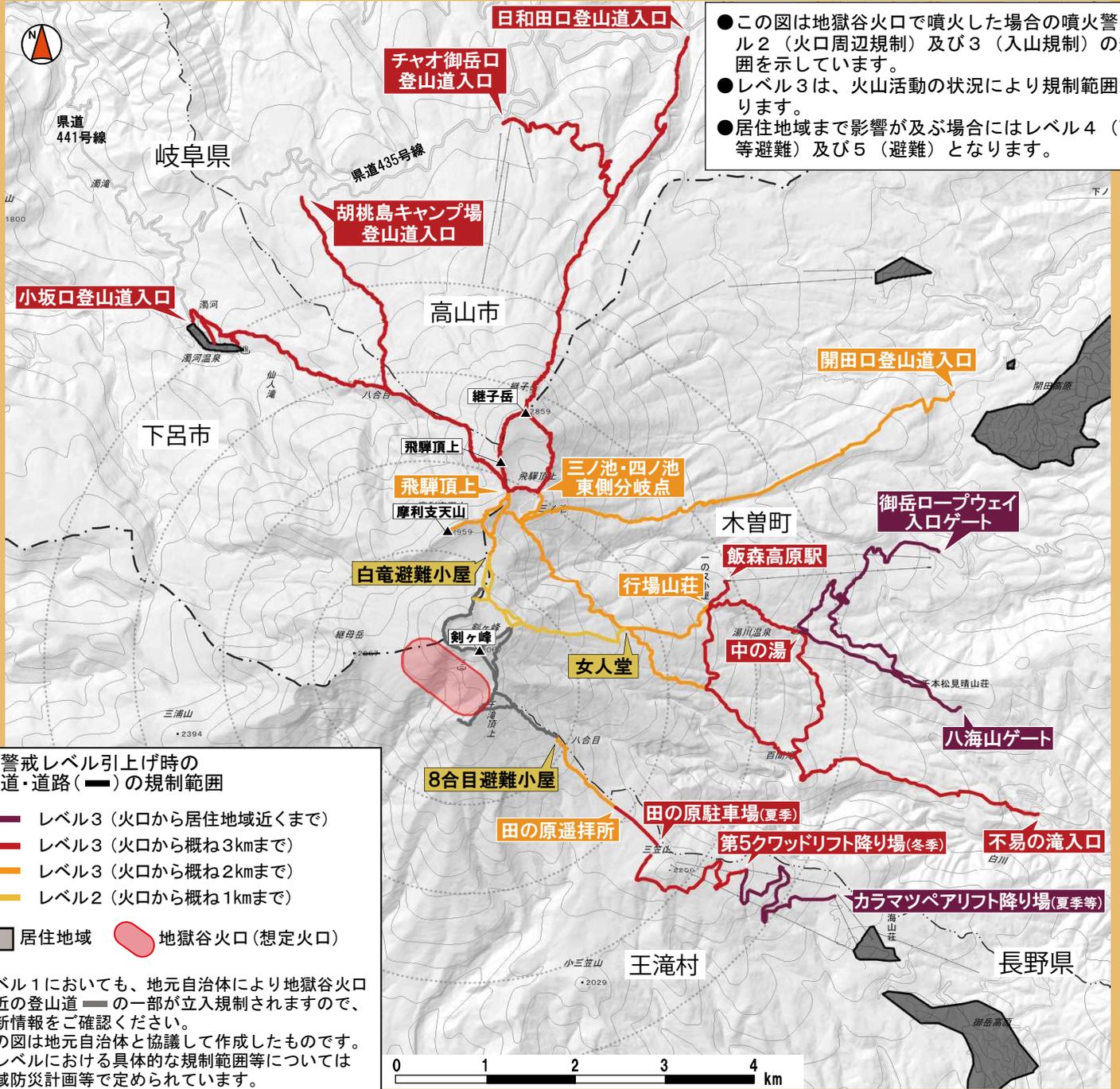
(案)

# 御嶽山の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

## 御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：地獄谷火口）

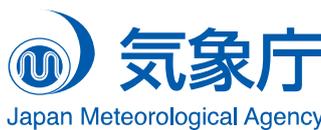


- この図は地獄谷火口で噴火した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。
- レベル3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル4（高齢者等避難）及び5（避難）となります。

この地図は、国土地理院「地理院地図」を使用して作成しています。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



**気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター**  
 TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

- 長野地方気象台 TEL:026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>
- 岐阜地方気象台 TEL:058-271-4108 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>

問い合わせ先

## 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで  火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散や火砕流が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、居住地域に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 <b>過去事例</b> 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ●大きな噴石や火砕流が1kmを超えて到達する噴火が発生。ただし、居住地域に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 <b>過去事例</b> 2014年9月27日: 剣ヶ峰南西斜面で噴火。大きな噴石が火口列から1km程度の範囲に飛散。火砕流が火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発生等により、火口から約1km以内に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2014年9月: 火山性地震が一時的に増加、低周波地震も発生 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月: 火山性地震・微動の増加 ●噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。 (状況により、地元自治体の一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制)	●火山活動は静穏、状況により火口内及び近傍に影響する程度の噴火の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注3) 過去事例は、2014年事例を踏まえて最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」に基づく。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/>

## 御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成26年9月27日噴火の対応 平成31年2月13日現在噴火活動及び規制対応継続中

年	月	日	対応	実施主体	備考
26	9	27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲4km)		
	"	"	黒沢口登山道入口、油義美林入口、開田口登山道入口から先立入規制	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行	王滝村	災対法 63 条
	"	"	日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制	高山市	災対法 63 条
	"	"	小坂登山口から先立入規制	下呂市	災対法 63 条
27	1	19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲3km)		
	2	26	立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63 条
	3	31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲2km)		
	5	23	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	5	立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前に移行	木曽町	災対法 63 条
	6	7	立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋(登山口側)に移行	下呂市	災対法 63 条
	6	20	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	御嶽山火山防災協議会合同幹事会 ※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ		
	7	1	立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行	下呂市	災対法 63 条
	"	"	高山市による立入規制をすべて解除	高山市	災対法 63 条
	7	10	立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行 立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行	木曽町	災対法 63 条
	7	29	行方不明者の再捜索開始		
	8	7	行方不明者の再捜索終了		
	8	11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯の立入規制解除	木曽町	災対法 63 条
	9	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
10	8	立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行	下呂市	災対法 63 条	
10	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐經由二ノ池方面約 500m地点に移行	木曽町	災対法 63 条	
12	11	立入規制開始位置を田の原遥拝所から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63 条	
28	4	29	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法 63 条
	5	14	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	28	立入規制開始位置を石室山荘上部分岐經由二ノ池方面約 500m地点から、覚明堂上部分岐、二ノ池分岐及び二ノ池本館(現:二ノ池山荘)に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を摩利支天乗越から二ノ池新館(現:二ノ池ヒュッテ)南に移行	下呂市	災対法 63 条
	7	27	立入規制開始位置を三ノ池方面約 1,000m地点から黒沢口登山道八合目女人堂に移行(三ノ池トラバース)	木曽町	災対法 63 条
	9	17	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を田の原遥拝所から8合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条
	9	24	立入規制開始位置を8合目避難小屋から9合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条
11	8	立入規制開始位置を9合目避難小屋から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63 条	
29	8	21	噴火予報発表 噴火警戒レベル1(注意が必要な範囲 500m)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を継続	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
30	9	26	黒沢登山道二ノ池上分岐から頂上までの登山道に限り立入規制を緩和	木曽町	

## 御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成26年9月27日噴火の対応 令和4年〇月〇日現在噴火活動及び規制対応継続中

年	月	日	対応	実施主体	備考
26	9	27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲4km)		
	"	"	黒沢口登山道入口、油義美林入口、開田口登山道入口から先立入規制	木曾町	災対法 63条
	"	"	立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行	王滝村	災対法 63条
	"	"	日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制	高山市	災対法 63条
	"	"	小坂登山口から先立入規制	下呂市	災対法 63条
27	1	19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲3km)		
	2	26	立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63条
	3	31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲2km)		
	5	23	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法 63条
	6	5	立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前に移行	木曾町	災対法 63条
	6	7	立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋(登山口側)に移行	下呂市	災対法 63条
	6	20	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法 63条
	6	26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	御嶽山火山防災協議会合同幹事会 ※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ		
	7	1	立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行	木曾町	災対法 63条
	"	"	立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行	下呂市	災対法 63条
	"	"	高山市による立入規制をすべて解除	高山市	災対法 63条
	7	10	立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行 立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行	木曾町	災対法 63条
	7	29	行方不明者の再捜索開始		
	8	7	行方不明者の再捜索終了		
	8	11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯の立入規制解除	木曾町	災対法 63条
	9	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曾町	災対法 63条
10	8	立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行	下呂市	災対法 63条	
10	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐經由二ノ池方面約 500m地点に移行	木曾町	災対法 63条	
28	6	28	立入規制開始位置を石室山荘上部分岐經由二ノ池方面約 500m地点から、覚明堂上部分岐、二ノ池分岐及び二ノ池本館(現:二ノ池山荘)に移行	木曾町	災対法 63条
	"	"	立入規制開始位置を摩利支天乗越から二ノ池新館(現:二ノ池ヒュッテ)南に移行	下呂市	災対法 63条
	7	27	立入規制開始位置を三ノ池方面約 1,000m地点から黒沢口登山道八合目女人堂に移行(三ノ池トラバース)	木曾町	災対法 63条
	9	17	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曾町	災対法 63条
	"	"	立入規制開始位置を田の原遥拝所から8合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63条
9	24	立入規制開始位置を8合目避難小屋から9合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63条	
29	8	21	噴火予報発表 噴火警戒レベル1(注意が必要な範囲 500m)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を継続	木曾町 王滝村 下呂市	災対法 63条
30	9	26	黒沢口登山道二ノ池上分岐から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10月8日まで立入規制を緩和	木曾町	
元	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10月16日まで立入規制を緩和	木曾町	
2	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10月13日まで立入規制を緩和	木曾町	
	8	1	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限って、10月13日まで立入規制を緩和	王滝村	
3	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10月12日まで立入規制を緩和	木曾町	
	7	10	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限って、10月12日まで立入規制を緩和	王滝村	
	9	27	女人堂から三ノ池までの間(三ノ池トラバース)の通行止め解除	木曾町	
	10	22	立入規制開始位置を二ノ池北側登山道入口付近からその先概ね 150m 先地点に移行	木曾町	災対法 63条

※ 王滝口登山道は、冬期間は田の原駐車場で規制。  
翌シーズンは、雪解けの状況を見て、順次規制緩和の対応をとっている。